

掲示第020号

通関業者の許可条件変更について

標記のことについて、下記のとおり通関業者の許可条件を変更したので、通関業法第3条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

通関業者名	Asian Express Service 株式会社
営業所名	新木場営業所 成田物流センター
変更内容	期限条件を解除する

平成30年1月23日

東京税関長 藤城眞